

138

日 本 政 府

大湊管第一六一號

昭和二十二年十月一日

横須賀地方復員局長 殿

横須賀地方復員局大湊管船部

管船關係月頭書類の件報告

管船關係月頭報告中九月一日と異なる點左の通りであります  
一 大湊管船部保管行動不能艦艇（含飛行機救難艇魚雷艇）現状報告

(イ) 艦艇の部

驅逐艦橋は昭和二十二年九月十日附二復總第八番電に依り「リス  
ト」より削除内務省に移管の指令があつたので目下北海道廳を通  
じ移管手續中である

(ロ) 飛行機救難艇の部

異動なし

(ハ) 魚雷艇の部（含震洋艇）

震洋艇一隻を新たに目錄に追加を要す

局長 横須賀

局長 横須賀

局長 横須賀

庶務主任 野

7/11

1355

日 本 政 府

註 震洋艇要目

- (1) 噸 數、一四五噸
  - (2) 長 サ 一、一、一、二七米
  - (3) 最 大 幅 ニ六二〇米
  - (4) 機 關 内火式六七馬力一基
  - (5) 速 力 ニ〇節
- ⇒民間に再度一時使用を許可された舊海軍艦艇に関する報告
- (イ) 驅潛特務艇第一九三號

震洋艇	艇種	船名	所在	現	機	備	品	狀
青森造船所 鐵工所 海上揚中				概 良 態	青森米進駐軍の指 令に依り 修理概良 態			
青森米進駐軍の指 令に依り 修理概良 態								記
青森米進駐軍の指 令に依り 修理概良 態								事

函館所在巴造船所に於て修理改造中である

(使用許可者祐川由吉より九月一日附現状報告は九月下旬當部に到達の爲未送であつたが同封する又十月一日附の現状報告未着)

(ロ) 哨戒特務艇第三十二號

函館所在船矢造船所に於て修理準備をせるも殆ど未着手の状態なり  
(使用許可者岩城徳松よりの現状報告未着)

(ハ) 哨戒特務艇第三十三號

使用許可者尾崎市之助よりの現状報告の通りである(受領書添)

(ニ) 哨戒特務艇第三十四號

一時使用許可者中内幾太郎宛該艇の引取方を大湊管船部函館出張所より通告せるも受取りに來ないとのことである

現状函館所在船矢造船所船台に上架されてある

三 保管雑役船現状報告

(イ) 雑役船(甲)

異動なし

(ロ) 雑役船(乙)

日 本 政 府

北海道	秋田縣	青森縣	地區別
陸海軍 三二五 三四	陸海軍 五六	陸海軍 四二七 〇七	目録記載の舊軍所屬船隻數(陸海軍別)
一三〇 二四		一五六 五五	同上の調査終了せる隻數(陸海軍別)
三八五		一五六	舊軍所屬にして目録記載無きもの調査せる隻數(陸海軍別)
			記 事

備考  
 十月一日現在舊軍所屬小舟艇再調査中間報告  
 四前月中に内務省移管したるもの異動なし  
 (ハ) 雜役船(特) 該當船なし  
 異動なし

日 本 政 府

寫 報 告 先

第 二 復 員 局 長

計

七 一 四

〇 〇 〇

六 二

( 終 )

1359